

児童分野現場体験事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、児童福祉分野に関心のある方を対象に現場体験を通じて、実際の職場の雰囲気や業務内容を直接知ること、求人側・求職側のギャップを埋め、円滑な人材確保の促進と定着率のアップを図る。

(実施主体)

第2条 実施主体は大阪府社会福祉協議会大阪福祉人材支援センター(以下「人材支援センター」という)とする。

(体験者の登録等)

第3条 現場体験を希望する者(以下「体験者」という)は、人材支援センターが定める現場体験登録申込書を人材支援センターに提出するものとする。

2 人材支援センターは、前項の申込書を受理したときは、体験者番号を付した現場体験ノート及び現場体験レポート(様式第1号)を申請者に交付するものとする。

(現場体験受入事業所)

第4条 体験者を受け入れる事業所は、大阪府内の事業所であって、本事業の目的を理解し、体験者の就労に対する知識の習得や能力の向上を図ることが可能であるものとする。

(法令遵守)

第4条の2 受入事業所は、本実施要領及び事業所が実施する事業に関する法令を遵守しなければならない。

(現場体験の期間及び時間)

第5条 体験期間は、体験者1人あたり10日以内とし、同一事業所で複数日の体験は可能とする。

2 体験時間は、1日あたり4時間以上8時間以内とし、受入事業所が定める就業規則上の夜勤及び宿直に該当する時間は行うことができないものとする。

(受入事業所の登録等)

第6条 受入事業所は、人材支援センターに現場体験受入事業所登録申請書(様式第2号)を提出するものとする。

2 人材支援センターは、前項の申請書を受理したときは、本要領に基づきその内容を審査の上、登録することが適当と認めるときは受入事業所番号を付し、当該受入事業所に通知するものとする。

3 受入事業所は、登録に変更が生じたときは速やかに人材支援センターに現場体験受入れ事業所登録変更届(様式第5号)を提出するものとする。

(現場体験の手続き等)

第7条 体験者は、現場体験受入事業所一覧表に掲載されている受入事業所に直接、現場体験を申し込むものとする。

2 受入事業所は、体験者を受け入れようとするときは、あらかじめ人材支援センターに現場体験受入届出書(様式第3号)を提出するものとし、人材支援センターは受領印を押印して受入事業所に

返送するものとする。

- 3 受入事業所は、本事業を効果的に行うため、受入担当者を置き、体験の実施日ごとに、人材支援センターが体験者番号を付した現場体験レポート(様式第1号)を体験者に提出させるものとする。

(現場体験受入費の額等)

第8条 現場体験受入費(以下「受入費」という)の額は、体験者1人1日あたり5,000円とし、予算の範囲内で実施するものとする。

- 2 受入費には、体験者の食費及び被服代は含まない。

- 3 受入事業所が、国または大阪府が実施する同様の事業により受入費と同様の趣旨の費用を受領している場合は、本事業の受入費を支給しない。

(現場体験受入の報告)

第9条 受入事業所は、現場体験事業を実施した場合は、10月と4月とに、別途人材支援センターが定める日までに現場体験受入報告書(様式第4号)及び体験者から提出させた現場体験レポート(様式第1号)を人材支援センターに提出するものとする。ただし、本事業の対象となる事業実施期間(現場体験受入期間)は、毎年度4月1日より3月31日までとする。

(受入費の支給方法等)

第10条 人材支援センターは、前条により受入報告書(様式第4号)を受領したときは、内容を審査し適切と認めるときは、別途、定める日までに同報告書に記載する受入延べ日数にかかる受入費を予算の範囲内で当該受入事業所に支払うものとする。

(登録の取消し及び受入費の返還)

第11条 受入事業所が偽り、その他の不正行為により受入費を受給した場合、人材支援センターは受入事業所の登録及び不正に係る支給を取消すとともに、取消した額の受入費を返還させるものとする。

(守秘義務)

第12条 受入事業所及び体験者は、本事業により知り得た個人情報等の秘密については、現場体験期間はもとより、現場体験終了後も漏洩してはならないこととする。

(体験者の身分等)

第13条 現場体験の実施期間中において、受入事業所と体験者との間には、雇用関係等身分上の関係は一切、生じないものとする。

(事故等への対応)

第14条 本事業の実施に際して起こった事故等については、受入事業所が対応するものとする。

- 2 人材支援センターは、体験者の現場体験中の事故等による負傷、または受入事業所に損害を与える事態に対応するため、第7条第2項により受入事業所からあらかじめ提出された現場体験受入届出書(様式第3号)に基づき、体験者を被保険者として必要な保険に加入するものとする。

(調査指導等)

第15条 人材支援センターは、本事業の適正な実施を確保するため、必要があると認めるときは、受入事業所に対し、現場体験の実施状況及び受入費用の請求状況等必要な報告を求め、または

随時、必要な調査及び指導を行うものとする。

- 2 人材支援センターは、前項の調査の結果、受入事業所に虚偽の書類報告等の不適切な事項が判明した場合には、第11条の規定に基づき、受入事業所登録の取消し及び受入費の返還をさせるものとする。

(損害賠償)

第16条 受入事業所は、その責めに帰する理由により本事業の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(効果測定)

第17条 人材支援センターは、本事業の効果測定として、受入事業所に対し、体験者の就労動向等について報告を求める。

(関係機関との連携等)

第18条 人材支援センターは、本事業の目的を達成するため、各種学校、ハローワーク等関係機関と連携し、積極的に広報を行うとともに、ハローワーク等関係機関が実施する福祉・介護人材確保対策事業と相互に連携を図りながら、本事業を実施するものとする。

(継続の取扱い)

第19条 児童分野現場体験事業において、体験者及び受入事業所であったもので本事業の受入事業所及び体験者として次年度の登録を継続する意向がある場合は、人材支援センターが別途、指定する様式を人材支援センターに提出して継続の取扱いができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年2月7日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。